

令和8・9年度入札参加資格審査申請書（指名願）申請要領

令和8・9年度に朝来市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の製造・販売及び役務の提供等の入札等に参加・希望する方は、下記の内容により朝来市競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出してください。

- 申請期間 令和8年1月9日(金)から令和8年1月30日(金)まで
- 補正期間期限(差し戻しの処理期限) 令和8年2月13日(金)まで
- 有効期間 令和8年度・令和9年度
(令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間)

<前回からの主な変更点>

- ・【共通】申請書に「関連する会社について」の項目を追加
- ・【共通】提出書類について、入札・契約等に関する一切の業務を朝来市内に所在する支店等に委任する場合のみ、「事業所確認書」の提出を追加
- ・【測量・建設コンサルタント】提出書類について、入札・契約等に関する一切の業務を支店等に委任する場合の必要書類の説明を追記

I 入札参加資格審査申請を受け付けない者

次の項目に該当する者については、入札参加資格審査申請を受け付けません。
なお、電子申請後、審査において、これらの項目に該当することが判明した場合は、電子申請の受付を取り消します。

(1) 共通事項

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同第167条の第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当する者
- ② 朝来市暴力団排除条例(平成25年朝来市条例第36号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者
- ③ 国税及び朝来市税を滞納している者
- ④ 競争入札参加資格審査申請書その他の提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑤ 所定の提出書類を提出しない者

(2) 建設工事

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)による建設業の許可を受けていない者
- ② 契約権限を支店等に委任する場合で、当該支店等において、希望工種に対応する建設業の許可がない場合
- ③ 建設業法による有効な総合評定値通知書(申請日時点で審査基準日から1年7か月以

- 内のもの)を有していない者
- ④ 総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)の欄」の、「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」のいずれか1つでも「無」となっている者

(3)測量・建設コンサルタント

- ① 測量を希望する場合、申請する本社(店)または契約権限を委任する支店等が、測量法(昭和24年法律第188号)第55条による測量業者登録を受けていない場合
- ② 建築関係建設コンサルタント業務における建築一般を希望する場合、申請する本社(店)または契約権限を委任する支店等が、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による建築士事務所登録を、所在するそれぞれの都道府県において受けていない場合
- ③ 補償関係コンサルタント業務における不動産鑑定を希望する場合、申請する本社(店)または契約権限を委任する支店等が、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による不動産鑑定業者登録を受けていない場合

2 申請期間

令和8年1月9日(金)から令和8年1月30日(金)まで

・申請期間以降は受付できないため、ご注意ください。

3 申請区分

- (1)建設工事
- (2)測量・建設コンサルタント
- (3)物品・役務

・複数の区分において入札参加を希望する場合は、各区分での申請が必要です。

4 申請方法

- ・インターネットを利用した電子申請(BID-ENTRY 入札参加資格審査申請システム(以下「システム」という。))となります。紙での提出は不要です。
- ・システムは、期間中24時間利用できます。ただし、メンテナンス等により、一時的に利用できることがあります。
- ・申請書提出後、システムから新規申請を受け付けたことを知らせるメールが送信されますが、この段階では申請は完了していません。後日、市の審査結果について「受理」又は「差し戻し(補正要求)」メールが送信されます。「受理」の場合は申請完了になりますが、「差し戻し(補正要求)」の場合は速やかに不備を修正し、再申請を行ってください。

5 補正期間終了日(差し戻しの処理期限)

令和8年2月13日(金)まで

- ・上記4の「差し戻し(補正要求)」メールを受信した場合は、速やかに再申請を行ってください。
- ・補正が行われず、補正期間終了日までに「審査済み」とならない場合は、申請を取り消します。

6 システム利用料

市外からの申請にあたっては、システム利用料が必要になります。

| | |
|---|------------------------|
| 市内業者（朝来市内に本店または委任先の支店等が <u>ある</u> 業者を指します。） | 無料 |
| 市外業者（朝来市内に本店または委任先の支店等が <u>ない</u> 業者を指します。） | 1申請あたり、1,540 円 (税込) |

- 支払方法は、クレジットカード、コンビニ、ペイジー（銀行振込サービス）のいずれかをご利用ください。システム内に支払画面が表示されます。
- 利用料の支払いが完了しないと、入札参加資格審査申請の手続も完了しません。必ず申請期間中に支払いを終えてください。
- 市役所への直接のお支払いは受け付けておりません。
- 変更申請には、システム利用料が発生しません。

7 提出書類（詳細は別紙1～3のとおり）

- 朝来市入札参加資格審査申請書（市様式）
- 添付書類（1）建設工事、（2）測量・建設コンサルタント、（3）物品・役務

※公的機関等が発行する各種証明書類等については、申請日時点において発行から3か月以内のものを提出してください。（特に指定をするものを除く。）

8 関連する会社について <今回から追加>

資本関係または人的関係にある者（以下「関連する会社」という。）同士は、同一入札へ参加することができないため、本申請時に届出ていただく必要があります。

以下のいずれかに該当する者がある場合は、申請書の所定の欄に該当者の情報を記載してください。

| 関連する会社の定義 |
|---|
| (1) 資本関係が次のアまたはイのいずれかに該当する場合 ア 子会社等 ¹ と親会社等 ² の関係にある場合 イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 |
| (2) 人的関係が次のア、イまたはウのいずれかに該当する場合 ただし、アに該当する場合にあっては、会社等 ³ の一方が再生手続 ⁴ が存続中の会社等または更生会社 ⁵ である場合を除く。 ア 一方の会社等の役員 ⁶ が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 a 監査等委員会設置会社 ⁷ における監査等委員である取締役 b 指名委員会等設置会社 ⁸ における取締役 c 社外取締役 ⁹ d 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 ¹⁰ |
| (1) 指名委員会等設置会社の執行役 ¹¹ |

| |
|--|
| (ウ) 持分会社 ¹² の社員 ¹³ |
| (イ) 組合の理事 |
| (オ) その他業務を執行する者であって、上記(ア)から(イ)までに掲げる者に準ずる者 |
| イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人 ¹⁴ を現に兼ねている場合 |
| ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 |
| (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 |
| 上記(1)または(2)と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合 |

¹ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。

² 同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。

³ 会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。

⁴ 民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続をいう。

⁵ 会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。

⁶ 会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。

⁷ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。

⁸ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。

⁹ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。

¹⁰ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役。

¹¹ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。

¹² 会社法第575条第1項に規定する合名会社、合资会社または合同会社をいう。

¹³ 同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。

¹⁴ 民事再生法第64条第2項または会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。

9 有効期間

令和8年度・令和9年度

(令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間)

10 基準日

提出書類の記載事項は、申請日時点の状況で記載してください。

届出内容に変更が生じたときは、令和8年4月以降にシステムにて変更申請を受け付けますので、変更申請を行ってください。

11 問い合わせ先

〒669-5292

兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1

朝来市 企画総務部 財務課(管財担当)

電話 079-672-6118(直通)